

議案第 8 2 号

さいたま市市民憲章審議会条例を廃止する条例の制定について
さいたま市市民憲章審議会条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 1 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市市民憲章審議会条例を廃止する条例
さいたま市市民憲章審議会条例（令和 2 年さいたま市条例第 3 3 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。